改正案

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書 第五条 次の各号に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関 の開示を請求することができる。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

- 第七条 第五条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次 第七条 第五条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次 の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施 機関に提出してしなければならない。
 - 一 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)

(削る。)

(削る。)

- 二 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事
- 三 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

現行

- に対して行政文書の開示を請求することができる。
- ― 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の 団体
- 二 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの
 - イ 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ロ 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ハ 県内に存する学校に在学する者
- 前各号に掲げるもののほか、行政文書の開示を必要とする理由を明示し て請求する個人及び法人その他の団体
- の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施 機関に提出してしなければならない。
- 一 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)
- 二 第五条第二号に掲げるものにあっては、次に掲げるものの区分に応じ、 それぞれ次に掲げる事項(同号イからハまでのいずれか二以上に該当する 者にあっては、当該該当する者の区分のうちいずれかの区分に応じ、それ ぞれ次に掲げる事項)
 - イ 第五条第二号イに掲げるもの そのものの県内に有する事務所又は事 業所の名称及び所在地
 - ロ 第五条第二号ロに掲げる者 その者の勤務する県内に存する事務所又 は事業所の名称及び所在地
 - ハ 第五条第二号ハに掲げる者 その者の在学する県内に存する学校の名 称及び所在地
- 第五条第三号に掲げるものにあっては、行政文書の開示を必要とする理
- 四 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事
- 五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

改正案

- 第十三条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、 開示請求があった日から十五日以内にしなければならない。ただし、第七条 第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数 は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理 由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することが できる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延 長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第二十五条 削除

- 第二十七条の二 千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)は、|第二十七条の二 千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)は、 情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な 情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることがで きる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われた ときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求める ことができない。
- ることができる。

3~5 略

現行

- 第十三条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、 開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七条 第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数 は、当該期間に算入しない。
- 由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することがで きる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長 後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 第二十五条 実施機関は、第五条各号に掲げるもの以外のものから行政文書の 開示の申出があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。
- 2 第十九条の規定は、前項の規定による行政文書の開示について準用する。
- 情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な 情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることがで きる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われた ときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求める ことができない。
- 2 何人も、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べ 2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べ ることができる。
 - $3 \sim 5$ 略